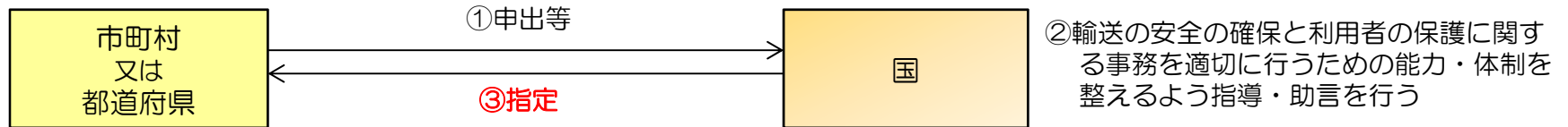


希望する市町村又は都道府県への事務・権限の移譲(いわゆる「手上げ方式」)の法制的な考え方 並びに 輸送の安全の確保及び利用者保の利益の護の考え方については、以下の方向性で法制論について検討中。

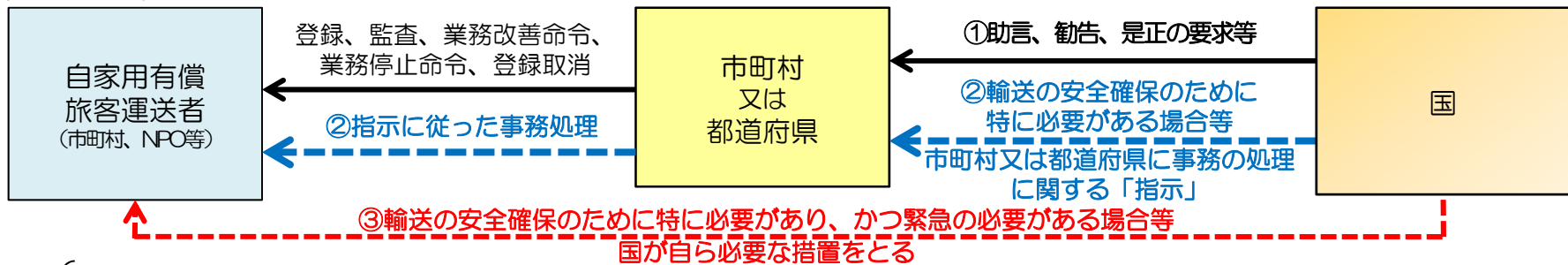
(1) 希望する市町村又は都道府県への事務・権限の移譲(いわゆる「手上げ方式」)の法制的な考え方

輸送の安全の確保及び利用者の利益の保護に関する事務を適切に行うことができるものとして国土交通大臣が指定した市町村等が事務を行うこととする方向で検討中(指定のない区域は引き続き国が事務を行う)。



(2) 輸送の安全の確保及び利用者の保護の考え方

事務・権限の移譲後における輸送の安全の確保及び利用者の利益の保護を担保する上では、以下の①～③のような選択肢が考えられる。



- 【検討のポイント】
- ① : 地方自治法に基づく一般的な関与とされている。
 - ②、③: 法律で特別に規定を設ける必要があり、市町村等に事務・権限を移譲する地方分権の趣旨との整合性の観点から検討を行うことが必要と考えられる。

【参考】自家用有償旅客運送の事務・権限の移譲等のあり方に関する調査

- 移譲を希望する市区町村の43%が、国がバックアップすることを条件としている。
 <具体的なコメント>輸送の安全確保等、従前の国による指導・監督体制を維持すべきと考えるので、十分なバックアップがあれば移譲に関する課題の一つはクリアされると思われる。
- 移譲を希望する市区町村の20%が、体制等において不安等があると回答している。
 <具体的なコメント>輸送の安全性確保の担保・確認に不安がある